陳　情　文　書　表

受理番号・受理年月日及び件名	陳情第252号（８.10.13） 非核三原則の堅持と「核兵器のない世界」の実現に向けた取組の推進を要請する意見書提出を求める陳情
陳情の要旨	１ 非核三原則を我が国の国是として、将来にわたり堅持すること。 ２ 唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際社会の取組を主導すること。 以上、地方自治法第99条の規定により衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官宛てに意見書を提出すること。
陳情者の住所及び氏名	神戸市中央区 原水爆禁止兵庫県協議会 代表　津川　知久
送付委員会	総務財政委員会

2026年10月13日

神戸市議会議長 ~~菅野一吉記~~ 様

陳情者 原水爆禁止兵庫県協議会

代表 津川 知久

住 所 神戸市中央区

【陳情事項】

非核三原則の堅持と「核兵器のない世界」の実現に向けた取組の推進を求める件

【陳情趣旨】

日頃から神戸市民の平和で安全な生活の実現のためにご努力されておられますことに敬意を表します。

現在、国際社会においては、核兵器をめぐる情勢が一層厳しさを増しており、核軍縮及び核不拡散に向けた国際的な取組の重要性がこれまで以上に高まっています。核兵器の使用は、人道上深刻かつ回復不能な被害をもたらし、国際社会の平和と安全及び人類の存続に重大な脅威を及ぼすものです。そのため、「核兵器のない世界」の実現は、世代を超えて取り組むべき極めて重要な課題です。唯一の戦争被爆国である我が国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性に対する理解を広げる歴史的使命を有しています。

その礎となるのが、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則です。非核三原則は、長年にわたり我が国の平和国家としての歩みを支えてきた重要な基本方針であり、将来にわたって堅持されなければなりません。政府も、唯一の戦争被爆国として「核兵器のない世界」に向けた国際社会の取組を主導する考えを示していますが、安全保障環境が厳しさを増す中にあってこそ、我が国には、核軍縮の現実的かつ具体的な取組を着実に前進させることが求められています。

よって、国会及び政府におかれては、我が国の平和国家としての歩みを今後も揺るぎないものとし、「核兵器のない世界」の実現に向けた取組を一層推進するため、次の事項について必要な措置を講ずるよう強く要望します。

記

1 非核三原則を我が国の国是として、将来にわたり堅持すること。

2 唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際社会の取組を主導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官あてに意見書を提出されたい。